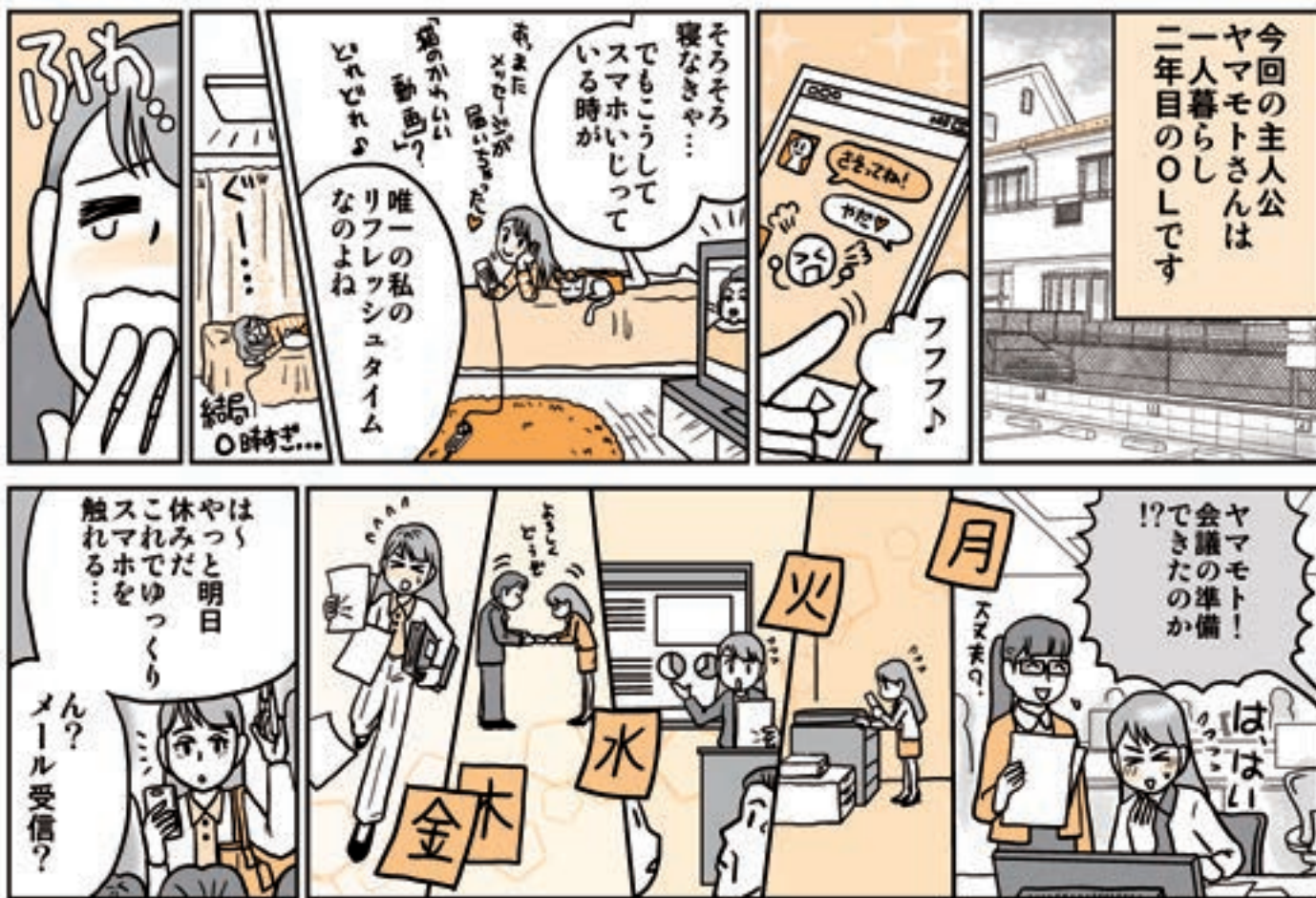


わたしは **第25話** デジタルコンテンツ利用料の 架空請求詐欺 ダメサレナイ!!

●監修
樋山 昌子
(ひやま・まさこ)
東京都消費生活総合センター/
消費生活専門相談員

このコーナーで紹介するまんがは、実際に起きた事件をもとに、その「だましのシーン」を再現したものです。なぜだまされてしまうのか？ここで再現する巧みな策略に、その秘密が隠されています。「私だけは大丈夫！」なんて甘く考えてはいませんか？実はそう考える人こそ被害に遭いやすいのです。



**登録した覚えのない
インターネットのサイトから
費用を請求される詐欺**

最近特に身近になったスマートフォン（スマホ）や、携帯電話、パソコンに、請求する根拠がないにも関わらず脅迫的なメールを送りつけ、消費者を不安に陥れる詐欺が後を絶ちません。

ポイント1

突然、脅迫的なメールが届く

多くの人がスマホや、携帯電話、パソコンを使ってインターネットやメールを楽しんでいます。そこへ突然、思いもよらないメールが届きます。

「登録をしているサイトの無料期間が終了し、未納状態になっています。再三の督促にも関わらず、放置状態です。当方が債権回収を委託されました。このままだと多額の延滞料が発生します。身辺調査をし、弁護士に委任し、法的措置に移行します」などという内容です。受け取った人は心当たりがないものの、その内容から、もしかしたら間違えて登録してしまったのかもしれないなどと不安になってしまいます。

しかしこうしたメールの多くは、自動生成プログラムで無差別に大量に作成したメールアドレスに、一方的に送りつけられたものと考えられます。たまたまメールアドレスが合致した人にメールが届いてしまうのです。

ポイント2

知識不足につけ込んだ詐欺

こうしたメールに対して不安にかられて



支払ってしまっは、相手の思っはです。

そもそも契約にあたっては、売り手と買い手の合意が必要です。また、ネット上の取引で起きやすい操作ミスや勘違いを防止するために、事業者は「電子消費者契約法」に基づき、契約内容についての確認画面を用意しなければなりません。消費者が確認画面で契約内容に同意した上で、事業者がそれを承諾した旨のメールが消費者に届かなければ、契約の無効を主張できるのです。通常はこのようない取りのあと登録になるわけですから、「身に覚えがない」のに登録してしまうことはいはです。

また、このようなデジタルコンテンツ利用料の債権回収ができるのは、法律上、弁護士のみです。債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)で、法務大臣の許可を受けているサービサーも債権の管理・回収を行えますが、サービサーが債権を回収できるのは金融機関の貸付金などであり、サイトの利用料の回収はできなことも覚えておきましょう。

ポイント3

悪質業者に連絡すると個人情報を知られてしまう

脅迫的な内容の執拗なメールの相手に心当たりがないことを伝えようと連絡を入れると、「登録されている」と強く主張され、「法的措置に移行するとより高額な請求になる」などと脅かされます。これも全く根拠のない主張ですが、不安になった被害者は言われるままに支払ってしまうことがしばしばです。

しかも、連絡をしたが故に悪質業者に電話

